

# 青梅市中小企業振興資金等融資制度

ご相談・お問合せは  
 ● 青梅商工会議所／中小企業相談所 TEL 23-0113  
 ● 青梅市商工業振興課 TEL 22-1111

融資の条件 制度名	融資の対象者	資金用途	貸付限度額	融資期間 & 返済方法	保証	申込人の資格	
運転資金	市内に住所があり1年以上事業を営み、市税を滞納していない中小企業者および団体（組合の場合、組合員に対する転貸資金も含む）	●商品・材料仕入 ●買掛金 ●手形決済 ●諸経費支払い等	1,000万円 (団体5,000万円)	7年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還	確実な1人以上の連帯保証人または担保あるいは信用保証協会の保証があること。  ◇信用保証協会の保証において、法人の場合は原則として代表者の保証を要する。	<b>申込人の資格</b> ①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。 （開業資金にあっては、市内に住所を有し、かつ開業後引き続き事業を営むこと。） ②市議会議員の選挙権を有すること。 （法人は除く） ③すでに納期を経過した分のすべての市税を完納していること。なお開業資金については、東京都と連携をするため次の要件が必要になります。 消費税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。 ④市からの中小企業振興資金の融資を受けている場合は、支払遅延していないこと。 ⑤保証欄の条件を満たせること。 ⑥手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。 ⑦設備資金等については原則として未着手の施設であること。 ⑧既に設備資金の利用残高がある場合、融資実績2/3以上の返済が必要。	
設備資金	運転資金に同じ (組合の場合、組合施設に限る)	●工場・店舗の増改築 ●機械類の購入等設備の設置改善 (未着手の設備に限る)	2,000万円	10年以内 (据置期間1年含む) 元本均等償還	◆保証協会保証付の場合は保証料の1/2の額を補助。 ただし、開業資金(運転・設備)小口緊急対策資金については、保証料の全額を補助。(100円未満切捨て)なお、開業資金(運転・設備)については1/3の額を青梅市、2/3の額を東京都が補助。		
小口緊急対策資金	市内に住所があり1年以上事業を営み、市税を滞納していない中小企業	●小口緊急対策的運転資金	500万円	7年以内 元本均等償還			
開業資金	運転	市内に住所を有し市内で中小企業者として新たに開業しようとするものであって、申込みまでに開業についての相談を受け事業計画が明確にされているものおよび開業後1年未満の中小企業者	●運転資金	500万円	7年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還	※1資金につき2,000万円以内の融資に限る。  ◆繰り上げ償還の場合は、返戻保証料の返還が発生します。	<b>連帯保証人の資格</b> ①一定の職業を有する者で市内または福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町および檜原村に住所を有し、当該市町村に2年以上引き続き居住していること。 ②市町村議会議員の選挙権を有すること。 ③市町村税の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての当該税を滞納していないこと。
	設備	●設備資金	1,000万円	7年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還	◇団体は理事または役員全員の保証を要する。		

**融資実行取扱い金融機関** ●青梅信用金庫／本店・中町支店・千ヶ瀬支店・河辺支店・青梅東支店・羽村支店 ●りそな銀行／東青梅支店・河辺支店 ●みずほ銀行／東青梅支店  
 ※金利は青梅商工会議所ホームページをご覧ください。  
 ●西武信用金庫／河辺支店・千ヶ瀬支店・三ツ原支店・小作支店 ●きらぼし銀行／青梅支店 ●東京厚生信用組合／青梅支店  
 ●飯能信用金庫／青梅東支店 ●多摩信用金庫／羽村支店 ●山梨中央銀行／羽村支店  
 ※上記資金の他に共同施設等整備資金、工業誘導地区工場関連施設整備資金、工業誘導地区移転用地取得資金、公害防止施設資金などがあります。

●お申込は 青梅商工会議所：中小企業相談所へ

《2023年4月》

# 青梅市中小企業振興資金等融資制度 必要書類一覧

①、②共…○必須 △該当する場合、必要

## ① 運転資金融資を申込み場合の必要書類 ※小口緊急対策資金融資も同様

窓口	青梅 商工会議所	申請者		法務局	市役所(課税課・収納課)				申請者	
		個人 収支 内訳書	決算書 申告書		試算表	納税証明書 <sup>(※)</sup>				
必要書類	申込書			履歴事項 全部証明書 (登記簿謄本)	市 都 民 税 課 税 証 明 書	市 都 民 税 法 人 市 民 税	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	軽 自 動 車 税	住民票 (個人番号 未記載のもの)	許可証
法人	法人		○ 1期分	△ 決算後半年	○	○	△	△		△
	代表者	○			○	○	△	△	△ 市外在住者	
個人	代表者	○	○ 1期分		○	○	△	△		△
保証人 (法人代表者以外の 連帯保証人)					○	○	△	△	○	

- 納税証明書は2期分取得してください。
- 非課税の場合、非課税証明書を取得してください。

- ※NPO法人の場合左記の必要書類に加え、  
 ①事業報告書(写) ②計算書類(活動報告書、貸借対照表) および財産目録(写) ③年間役員名簿(写)  
 ④社員のうち10名以上の者の氏名および住所又は居所を記載した書面が必要となります。
- 必要な納税証明書は市町村税ですので、全て市役所にて取得できます。※2期分:取得可能な最新年度及び前年度のもの  
市都民税(法人市民税)、固定資産税、軽自動車税の「納税証明書」は「収納課」にて取得してください。非課税の場合は非課税証明書を取得してください。
  - 課税証明書は取得可能な最新年度のものを「課税課」にて取得してください。
  - 市外での課税がある場合、課税証明書、納税証明書はそれぞれの市区町村にて取得してください。
  - 試算表・履歴事項全部証明書・証明書類は3ヶ月以内に発行されたもの。
  - 履歴事項全部証明書および納税証明書は原本を提出。
  - 決算書・申告書は直近の1期分をコピーで提出。  
(法人の場合は、勘定科目明細書を含む)
  - 決算後半年を経過した場合、試算表が必要。(法人の場合)
  - 固定資産税納税証明書は、不動産を所有していない場合は不要。
  - 軽自動車税納税証明書は、軽自動車・原付などを所有していない場合は不要。
  - 住民票は法人代表者が市外在住または法人代表者以外が連帯保証人になる場合のみに原本を提出。
  - 許可証は許認可を要する業種の場合、そのコピーが必要。
  - 設備資金について、カタログが用意できない場合は購入物についての外観、性能等の概略を事業計画書に明記すること。
  - 車両購入の場合は、作業車が対象になります。  
(4ナンバーか1ナンバーなどの貨物車)
  - 機械設置・店舗改装などの場合、図面は必須。
  - 設備の場合、工場関係は、市環境政策課の認定が必要です。  
工場認可変更届出の必要があるのか確認および、該当する場合の工場認可番号の確認は必須。
- ※設備資金は実行後、施設完成届の提出が必要で、それに基づき施設完成確認を行います。  
 ※開業資金につきましては、開業して1年を経過した後、経営診断を受ける必要があります。

## ② 設備資金融資を申込み場合の必要書類

※設備資金融資の申請者は上記①の表の書類に加え、右記の書類も必要です。	窓口	青梅 商工会議所	申請者				
	必要書類	事業 計画書	見積書	図面	カタログ	建築 確認書	工場 認可書
		○	○	△	△	△	△

●お申込は 青梅商工会議所：中小企業相談所へ

